

救護施設先駆的実践シェア事業

# 生活困窮者に対する 一時入所を行う事業

東京都 救世軍自省館  
副施設長 高橋正隆

# 施設の状況



住所：東京都清瀬市竹丘1-17-60

定員：50名

対象：男性のアルコール依存症者

# 施設の状況



## 施設の特徴

- ①高齡で併存障害のあるアルコール依存症者を多く受け入れている。
- ②ARPにこだわらず、生活支援中心の断酒への関わりを実施し、回復へ向けたサポートを実施している。
- ③支援の継続による断酒を目指した退所支援を実施している。

A close-up photograph of a person's hands holding a succulent plant in a dark pot. The succulent has thick, layered, light blue-green leaves. In the background, other succulents are visible, and a person with long blonde hair wearing a blue and white plaid shirt is partially seen. A semi-transparent grey rectangular box is overlaid on the center of the image, containing the text '事業内容' in a dark grey font.

# 事業内容

# 事業に取り組む背景

## 状況

2018年ごろから一時入所の相談が続いた。

## ニーズ

住居を確保し続けられなくなった方は、すぐに次の住居を確保できない。

## 制度の状況

生活困窮者自立支援法上の一時生活支援事業を実施している自治体は少なく、実施していても法内施設では利用に制限が出ることもあり、対象外となる方もいるようであった。

# 事前準備

## リフォーム

室内の壁紙交換  
キッチンシンク・調理台・ガス台交換  
ダイニングキッチンの床の張替え  
洗面台交換  
照明器具

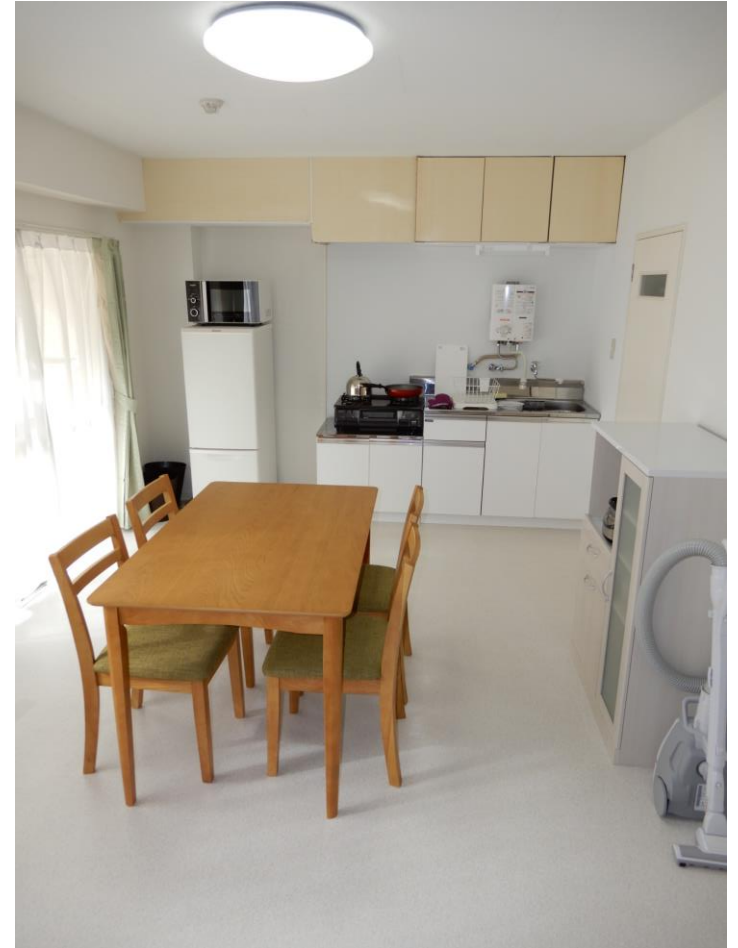
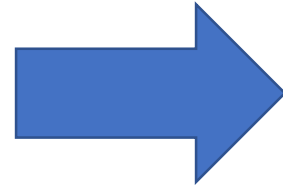
## 備品購入

ダイニングセット  
冷蔵庫・洗濯機  
エアコン2台  
電子レンジ・電子ポット  
掃除機  
電話  
食器  
日用品

## 書類等

パンフレット  
契約書  
重要事項説明書  
利用案内  
備品使用マニュアル  
(マニュアル類はわかりやすいように写真を多用した。)

# リフォーム



安心して、過ごせる場所を用意しました。

社会福祉法人 救世軍社会事業団 救世軍自省館  
住所：〒204-0023 東京都清瀬市竹丘 1-17-60  
電話：042-493-5374 / FAX：042-493-5396  
メール：jiseikan@jap.salvationarmy.org  
ホームページ：http://jiseikan.salvationarmy.or.jp/



ご利用ご希望の方は、現在支援を受けている機関に相談してください。  
関係者の方は、まずはご連絡ください。

赤い羽根福祉基金：救護施設等のIT・フイネット機能強化助成事業

居住に課題を抱える人への包括的な支援環境の整備事業

# パンフレット

## 救世軍自省館による 清瀬市民の方を対象とした 利用料が無料の 一時入所のご案内



### 一時入所の対象者

次の条件をすべて満たす方

- ①原則として清瀬市民の方
- ②専門的な機関の支援を受けている方
- ③日常生活が可能な方  
(特に、火の始末がきちんとできる方)
- ④飲酒していない方

※精神科に通院している方は、治療や服薬を継続している方。

※依存症以外の方の利用可能です。

### 申し込み方法

支援している機関の担当者がお申し込みください。

電話：042-493-5374

※利用者からの申し込みは受け付けていません。

### 利用可能人数

大人2名、子供2名程度まで

※それ以上の場合はご相談ください。

### 利用期間

1か月間（原則として）

※一か月を超える利用の場合、関係機関とのカンファレンスを実施していただきます。

### 費用

無料（2022年3月末まで）



### 救世軍とは

イギリスに本部を置き、世界130以上の国と地域で活動する国際的なキリスト教（プロテスタント）の教会です。

日本では43の小隊（教会にあたる）、2つの病院、保育所、児童養護施設、婦人保護施設、特別養護老人ホーム、アルコール依存症者支援施設などを通して働きを進めています。




### 救世軍自省館とは

救世軍自省館は、アルコール依存症者のための救護施設（生活保護法第38条）です。アルコール依存症者総合専門施設として、1977年に開設しました。これまで2300名以上のアルコール依存症者の方の支援を行ってきました。

### 救世軍自省館のミッション

救世軍自省館はアルコール依存症者の中にイエス・キリストを見出し、愛し、仕え、共に成長していくことを使命とする。

# 利用状況

	<b>2020 年度</b>	利用件数 8件	延べ利用日数 293日
	<b>2021 年度</b>	利用件数 6件	延べ利用日数 207日
	<b>2022 年度</b>	利用件数 2件	延べ利用日数 269日

# 2020年度

	利用期間	利用者等	関係機関等	その他	
				食事	
1	61日間	家族	自立相談支援センター	なし	・賃貸住宅を強制退去となり、次の居所が決まるまでの仮住まい ・転居先の調整、引越業者との調整の必要から退去日を2度延長対応し、最終的に無事退去した
2	12日間	単身	社協 自立相談支援センター	あり	・コロナの影響で仕事が減り減収、所持金がなくなり、生活資金貸付の申請をした、支給されるまでの利用
3	56日間	単身高齢	自立相談支援センター	あり	・賃貸住宅を強制退去となり、次の居所が決まるまでの仮住まい ・82歳と高齢で火の扱いに心配があったためガスコンロ使用しない形で利用。引っ越し先が決まり退所。
4	11日間	単身高齢	法人本部	なし	・居宅のエアコンが故障し、修理を依頼したが数日を要する状況のため、修理が完了し生活が可能となるまでの使用 ：エアコンの状況が改善し、帰宅
5	61日間	家族	自立相談支援センター	なし	・賃貸住宅を強制退去となり、ネットカフェで生活。支払いが困難となったところで相談し、次の居所が決まるまで入所 ：他に子がいたが（児童）いたが、祖母が引き取った。 ・母親のみ他の子どもと同居のため退去となった ・兄弟は別にアパートを借りて退去となった
6	77日間	住居なし 単身	婦人保護施設	あり	・他県から都内に移住。生保申請し、受給後住居確保まで。 ・福祉事務所訪問のための交通費支給した。 ・福祉事務所で生活保護開始となり退去。
7	7日間	路上生活者 単身	自立相談支援センター	あり	・他区市から流入の路上生活者。漫画喫茶にいたが所持金がなくなり交番に駆け込み、相談支援センターに紹介された。保護申請し居所が決まるまでの利用し、宿泊所に異動した。
8	8日間	路上生活者 単身	市内福祉事務所	あり	・市内で失職し路上生活となり保護の相談となったが、保護は申請せず就労支援を受けながらの自立を目指すこととなり、次の居所が決まるまでの利用。住み込みの期間工として就職した。

# 2021年度

	利用期間	利用者等	関係機関等		
				食事	その他
1	32日間	単身	地域生活支援センター	なし	・東久留米市で生保受給中。ストーカー被害で警察に相談したところ、住居を移すことを助言され、一時的な避難先として利用した。
2	67日間	住居なし 兄弟	市内福祉事務所	なし	・市内の団地を家賃滞納で強制退去となり、次の居住先を見つけるまでの利用。 ・兄が軽度知的障害、弟が統合失調症（未治療）であった。相談機関との関係が切れていたため、自省館でフォローした。
3	20日間	住居なし 単身	自立相談支援センター	なし	・実母が契約している団地で同居していたが、実母が施設入所になったため退去しなければいけなかったが転居先見つからず入所。
4	3日間	単身	社協	なし	・市内アパート居住者。アパートでの近隣住民との折り合いが悪く、週末一時避難的に利用。
5	30日間	単身	市内福祉事務所	あり	・刑務所出所し、保護申請、受理。清瀬市内でアパートが見つかるまでの利用。
6	36日間	単身	市内福祉事務所	あり	・生保受給で、市内UR住宅に居住していたが、詐欺にあい賃料が滞納となり強制退去。有料老人ホーム入居日までの間の利用。 ・軽度の認知症状があり安全面を考慮し、ガスの使用は禁止。 ・入浴は、デイサービスを利用。

# 2022年度

	利用期間	利用者等	関係機関等		
				食事	その他
1	124日間	単身	市内福祉事務所	あり	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内の公園で路上生活をしており、保護申請をすることになった。</li><li>・足の怪我があり、治療を優先したため利用期間が長くなった。</li></ul>
2		単身	隣市福祉事務所	あり	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内社宅住まいであったが、退職と共に社宅からの立ち退きを求められ、生活保護申請し居宅確保までの間の利用。</li></ul>



## まとめ

- 入所しやすいことを前提とし、入所の基準は設けず、対応をした。
- 紹介機関にケースワークを依頼したが、紹介機関が関係を作れない利用者もいた。その際は、定期的な面接を実施し介入した。
- ニーズは多く、利用希望が重なり、断るケースが多数あった。



## まとめ

○救護施設先駆的实践シェア事業により、利用者より要望の高った、排水工事や電動自転車の購入などができた。

○負担なく実施することが継続するためには必要と感じている。